

開発許可申請書添付図書

一宮市都市計画法施行細則第3条第5号
(その他市長が必要と認める図面)

添付	図書の種類	摘要
	開発行為許可申請書	様式あり 記入例を参照
	設計の概要(自己用)	様式あり 自己の居住用の場合に添付
	設計説明書	様式あり 自己の居住用以外の場合に添付
	従前の公共施設一覧表	様式あり 開発区域内に公共施設(道路、水路等)を新設する場合 もしくは公共施設の付替えを行う場合
	新設する公共施設一覧表	
	付替に係る公共施設一覧表	
	開発区域位置図 S=1/10,000~ 1/20,000	都市計画図にて作成(用途地域が表示されているもの) 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」(都市計画情報)から印刷できます。
	開発区域区域図 S=1/2,500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」(都市計画情報)から印刷できます。
	現況図 S=1/500以上	開発区域及びその周辺の状況(現況地盤高等)を明示 自己の居住用は不要 図面の作成要領を参照
	土地利用計画図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(作成者の資格名と氏名を明示) 建売住宅、宅地分譲の場合、公共施設の新設等がある場合に添付
	造成計画平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	造成計画断面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	排水施設計画平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	排水施設断面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	排水施設構造図 S=1/50以上	図面の作成要領を参照
	給水施設計画平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照 自己の居住用は不要
	義務擁壁の断面図	図面の作成要領を参照 大臣認定書や構造計算書等の技術基準適合を証明する書類を添付要
	建築物各階平面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照 専用住宅(分譲住宅及び宅地分譲を含む)の場合は不要
	建築物立面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照 専用住宅(分譲住宅及び宅地分譲を含む)の場合は不要
	公共・公益施設平面図	市街化区域内の自己の居住用・業務用の場合に添付 都市ガスの管の位置、管径を明示 20ha以上の場合に添付
	公園計画平面図、断面図、構造図等	申請地面積が3,000㎡以上の場合に添付(遊具構造図も含む)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手 閉鎖謄本も必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地権利者の同意 ※権利者の住所地が土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地が確認できる書類を添付
	住民票(*)	世帯全員のもので、本籍、続柄等が省略されていないもの(審査会基準第15号の場合及び市街化区域内での計画の場合は本人のみ要)
	法人登記簿謄本[申請者](*)	法人での申請の場合に添付
	宅地建物取引業者免許の写し	宅地分譲、分譲住宅の場合に添付
	資金計画書	様式あり 自己用は不要(ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要)
	申請者の資力信用に関する申告書	様式あり 自己用かつ1ha未満は不要(ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要)
	納税証明書[申請者] (事業税及び県民税)(*)	自己用かつ1ha未満は不要(ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要) ・個人 市県民税(市町村) 個人事業税(県税事務所) ・法人 法人県民税(県税事務所) 法人事業税(県税事務所)
	工事施工者の能力に関する申告書	様式あり 自己用かつ1ha未満は不要(ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要)
	法人登記簿謄本[工事施工者](*)	法務局で入手 自己用かつ1ha未満は不要(ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要)
	建設業許可証の写し	建設業の許可を要しない工事の場合もしくは市街化調整区域内の自己用の場合は不要 (ただし盛土規制法のみなし許可の場合は要)
	建築理由書	市街化調整区域内の自己用の場合に添付 記載例あり 建築理由、土地選定理由、建築物の 必要性等について明示(審査会基準第15号の場合は不要)
	誓約書	市街化調整区域内の自己用の場合に添付 記載例あり(審査会基準第15号の場合は不要) 宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること ※専用住宅用の指定様式を使用する場合は、建築理由書が省略可
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

市街化調整区域内での専用住宅の場合に必要な図書(審査会基準第15号の場合は除く)

戸籍謄本(*)	改製原戸籍が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
戸籍の附票(*)	審査会基準第1号の大規模分家において住民票で住所の変遷が確認できない場合に添付除票が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)

開発区域面積1ha以上の場合に必要となる図書

防災工事計画平面図 S=1/1,000以上	方位、等高線、計画道路線、段切位置、へドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置・形状・寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水排水経路、防災措置時期及び期間を明示
防災施設構造図 S=1/100以上	
流量計算書	一宮市開発許可技術基準により計算(愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき雨水対策をする場合は、省略可)
設計者資格に関する申告書	様式あり

市街化調整区域内での店舗等併用住宅等の場合に必要となる図書

事業計画書	様式あり 学習塾の場合、別に時間割表も添付
取引先証明書	様式あり 卸売業者発行のもの 原則2社以上 福祉施設は添付不要
免許等資格を証するものの写し	
定款	法人の場合、事業内容が法人登記簿で判明しない場合
事業証明	本庁舎3階市民税課で入手 個人事業者の場合に添付 事業内容が確認できるもの
一宮市住宅事業等に関する指導要綱の事前協議結果(最終)通知書	延床面積1,000㎡以上の工場、倉庫の場合に添付 ※建築指導課建築安全推進グループに確認要

市街化調整区域での計画で現在地の状況を示す場合に必要となる図書

固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	借家であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
固定資産土地証明書又は土地の登記事項証明書(*)	借地であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
開発許可書、建築許可書又は農地転用許可書	既存敷地の状況を示す場合に添付 併せて建築確認通知書若しくは確認済証及び検査済証

公共施設の新設・付替がある場合に必要となる図書

道路縦断面図 S=1/500以上	側点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離、縦断曲線、平面曲線(交差角度)を明示
道路横断面図 S=1/50以上	路面・路盤の詳細、雨水柵及び取付管の形状、道路側溝の位置・形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配を明示
排水施設縦断面図 S=1/500以上	マンホールの記号、マンホールの種類・位置及び深さ、排水管勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高を明示
交通安全施設平面図 S=1/1,000以上	交通安全施設の位置、形状等を明示
交差点詳細図	交通安全施設の位置、形状等を明示 袋路状の道路の場合は、開発プレートの位置と仕様を明示
公共施設の所有者及び管理者の同意書	都市計画法第32条による。※道水路管理課で確認
公共施設の管理者との協議	都市計画法第32条による。※道水路管理課で確認

申請場所により必要となる図書(各々の担当部署にて確認)

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付※道水路管理課で確認
施工承認書(図面も含む)	既存の公共施設を工事する場合、申請が必要かどうか管理者に確認し、必要な場合に添付要
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曽川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付
農用地除外事前回答書の写し	農用地除外による申請の場合に添付
防火水槽構造図 S=1/50以上	消防水利施設の設置が必要な場合に添付 ※消防本部予防課で確認
既存宅地確認書の写し	市街化調整区域において、既存宅地確認を受けている場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。(閉鎖されたものを除く)

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。(副本の添付図書は正本のコピーで可)

建築許可申請書添付図書（審査会基準第1号）

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
（その他市長が必要と認める図面）

種別	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 記入例を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手。旧基準の場合、線引き前より所有していることが分かるもの 尚、線引き後に合筆や換地処分により土地が足されている場合は、それらも線引き前より所有していることが確認できる閉鎖謄本も必要(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所地が土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地が確認できる書類を添付
	住民票(*)	世帯全員のもので、本籍、続柄等が省略されていないもの
	戸籍謄本(*)	改製原戸籍が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	戸籍の附票(*)	大規模基準の場合、本家が線引き前より現在までに大規模集落内に存在(居住)していることが分かるもの 住民票で住所の変遷が確認できない場合に添付 除票が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	建築理由書	記載例あり 建築理由、土地選定理由、住宅の必要性等について明示
	誓約書	記載例あり。宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。 ※専用住宅用の指定様式を使用する場合は、同意を得たことを証する書類、理由書が省略可
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

現在地の状況を示す場合に必要となる図書

固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	借家であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
--------------------------	-------------------------

店舗等兼用住宅の場合に必要な図書

建築物各階平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
--------------------	------------

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認のうえ、必要な場合に添付 ※道水路管理課で確認
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付※木曽川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付
農用地除外事前回答書の写し	農用地除外による申請の場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）

令和7年4月21日 改訂

建築許可申請書添付図書（審査会基準第5号）

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
（その他市長が必要と認める図面）

添付	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 記入例を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付（資格者の記名要）
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手 閉鎖謄本等が必要な場合あり（この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可）
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所が土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所が確認できる書類を添付
	住民票(*)	世帯全員のもので、本籍、続柄等が省略されていないもの
	戸籍謄本(*)	改製原戸籍が必要な場合あり（この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可）
	戸籍の附票(*)	大規模基準の場合、申請者が線引き前より現在まで同一の大規模集落内に居住していることが分かるもの（住民票で住所の変遷が判断できない場合に添付） 除票・改正原戸籍の附票が必要な場合あり（この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可）
	建築理由書	記載例あり 建築理由、土地選定理由、住宅の必要性等について明示
	誓約書	記載例あり。宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。 ※専用住宅用の指定様式を使用する場合は、同意を得たことを証する書類、理由書が省略可
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

店舗等兼用住宅の場合に必要な図書

建築物各階平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
--------------------	------------

現在地の状況を示す場合に必要となる図書

固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	借家であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
--------------------------	-------------------------

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付※道水路管理課で確認
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付※木曽川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付
農用地除外事前回答書の写し	農用地除外による申請の場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）

令和7年4月21日 改訂

建築許可申請書添付図書（審査会基準第14号） 一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
（その他市長が必要と認める図面）

チェック	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 申請書裏面を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手
	固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	既設建物が存在していることを証明する書類
	事前相談で課された条件が解決したことを証する書類	該当部分の除却が確認できる写真若しくは建築基準法上適法であることを証明する書類 (敷地現況図に建築士による建築基準法上適法である旨の一筆を記載等)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所地在土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地が確認できる書類を添付
	住民票(*)	世帯全員のもので、本籍、続柄等が省略されていないもの
	現在居住を示す書類	現居住地の賃貸借契約書、建物の登記事項証明書(*)により、持ち家でないことを明示やむを得ない事情が認められる場合は理由書で代用可。
	誓約書	記載例あり。宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。 ※専用住宅用の指定様式を使用する場合は、同意を得たことを証する書類が省略可
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付※道水路管理課で確認
-----------	--

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）

令和8年3月18日 改訂

建築許可申請書添付図書（審査会基準第15号）

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
（その他市長が必要と認める図面）

確認事項

旧住造法、開発許可団地	旧住造法や開発許可を受けた団地については、用途の変更がない場合、許可申請が不要となります。（事前協議要）
-------------	--

チェック	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 申請書裏面を参照
	付近見取図 S=1/2,500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	建売住宅・宅地分譲の場合、公共施設の新設等がある場合、土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付（資格者の記名要）
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手 閉鎖謄本等が必要な場合あり（この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可）
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所地在土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地在が確認できる書類を添付
	宅地建物取引業者免許の写し	分譲の場合に添付
	既存宅地確認申請書の写し	既存宅地確認を受けている場合に添付
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載。

共同住宅・長屋建住宅・店舗・事務所・倉庫・工場等の場合に必要となる図書

建築物各階平面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照
建築物立面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付※道水路管理課で確認
施工承認書(図面も含む)	既存の公共施設を工事する場合、申請が必要かどうか管理者に確認し、必要な場合に添付要
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曾川は国土交通省第1及び第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付
農用地除外事前回答書の写し	必要最小限の路地状部分が農用地除外による申請の場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）

令和7年4月1日 改訂

建築許可申請書添付図書（審査会基準第19号・20号）

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
（その他市長が必要と認める図面）

フィク	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 申請書裏面を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」（都市計画情報）から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	建築物各階平面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手
	固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	既設建物が存在していることを証明する書類
	事前相談で課された条件が解決したことを証する書類	該当部分の除却が確認できる写真若しくは建築基準法上適法であることを証明する書類 (敷地現況図に建築士による建築基準法上適法である旨の一筆を記載等)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所地在土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所地が確認できる書類を添付
	住民票(*)	個人での申請の場合は住民票
	法人登記簿謄本(*)	法人での申請の場合は法人登記簿謄本
	理由書	増改築を行う場合
	誓約書	記載例あり 宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。また、土地の所在、面積、建物の用途、「転売、賃貸、用途変更」しない旨を記入
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

19号：併用住宅・物品販売店舗・飲食店・事務所・宿泊施設・倉庫・工場等の場合に必要となる図書
20号：建築基準法別表第2(イ)(ロ)(ハ)項・葬祭場・セレモニーホールの場合に必要な図書

事業計画書	様式あり
取引先証明書	様式あり 卸売業者発行のもの 原則2社以上
免許等資格を証するものの写し	
定款	法人の場合、事業内容が法人登記簿で判明しない場合
事業証明	本庁舎3階市民税課で入手 個人事業者の場合に添付 事業内容が確認できるもの
一宮市住宅事業等に関する指導要綱の事前協議結果（最終）通知書	延床面積1,000㎡以上の工場、倉庫の場合に添付 ※建築指導課建築安全推進グループに確認要

申請場所により必要となる図書（各々の担当部署にて確認）

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付 ※道水路管理課で確認
施工承認書(図面も含む)	既存の公共施設を工事する場合、申請が必要かどうか管理者に確認し、必要な場合に添付要
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曾川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。（閉鎖されたものを除く）

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。（副本の添付図書は正本のコピーで可）

令和8年3月18日 改訂

**建築許可申請書添付図書
(審査会基準第1号、5号、14号、15号以外)**

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
(その他市長が必要と認める図面)

フィク	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 申請書裏面を参照
	付近見取図 S=1/2,500	都市計画図にて作成 図面の作成要領を参照 ※一宮市地図情報サイト「138マップ」(都市計画情報)から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*) (実測図)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照 土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	建築物各階平面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照(専用住宅の場合は不要)
	建築物立面図 S=1/200以上	図面の作成要領を参照(専用住宅の場合は不要)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手 閉鎖謄本等が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所が土地登記簿謄本と異なる場合は、現在の住所が確認できる書類を添付
	土地売買契約書の写し	申請地が自己所有地以外の専用住宅の場合に添付 ただし、申請地が農地の場合又は所有者が親等である場合は不要
	住民票(*)	個人での申請の場合は住民票。世帯全員のもので、本籍、続柄等が省略されていないもの。
	法人登記簿謄本(*)	法人での申請の場合は法人登記簿謄本
	建築理由書	建築理由、土地選定理由等について明示
	誓約書	記載例あり 宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。また、土地の所在、面積、建物の用途、「転売、賃貸、用途変更」しない旨を記入
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

店舗・工場・事務所・倉庫・福祉施設等の場合に必要となる図書

事業計画書	様式あり 学習塾の場合、別に時間割表も添付
取引先証明書	様式あり 卸売業者発行のもの 原則2社以上 福祉施設は添付不要
免許等資格を証するものの写し	
定款	法人の場合、事業内容が法人登記簿で判明しない場合
事業証明	本庁舎3階市民税課で入手 個人事業者の場合に添付 事業内容が確認できるもの
一宮市住宅事業等に関する指導要綱の事前協議結果(最終)通知書	延床面積1,000㎡以上の工場、倉庫の場合に添付 ※建築指導課建築安全推進グループに確認要

現在地の状況を示す場合に必要となる図書

固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	借家であることを示す場合は、賃貸借契約書(原本確認要)でも可 既存建築物を利用する場合、建物の登記事項証明書又は固定資産証明書(*)
固定資産土地証明書又は土地の登記事項証明書(*)	借地であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
開発許可書、建築許可書又は農地転用許可書	既存敷地の状況を示す場合に添付 併せて建築確認通知書及び検査済証

申請場所により必要となる図書(各々の担当部署にて確認)

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認の上、必要な場合に添付 ※水路管理課で確認
施工承認書(図面も含む)	既存の公共施設を工事する場合、申請が必要かどうか管理者に確認し、必要な場合に添付要
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曾川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所で確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付
農用地除外事前回答書の写し	農用地除外による申請の場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。(閉鎖されたものを除く)

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。(副本の添付図書は正本のコピーで可)

令和7年4月21日 改訂

**建築許可申請書添付図書
(都市計画法第34条第12号 住宅)**

一宮市都市計画法施行細則第17条第5号
(その他市長が必要と認める図面)

チェック	図書の種類	摘要
	建築許可申請書	様式あり 記入例を参照
	付近見取図 S=1/2, 500	都市計画図にて作成 申請地が指定エリア内であることがわかるもの ※一宮市地図情報サイト「138マップ」(都市計画情報)から印刷できます。
	洪水ハザードマップ S=1/2, 500	都市計画図にて作成 想定される浸水深さがわかるもの ※一宮市地図情報サイト「138マップ」から印刷できます。
	敷地現況図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
	土地公図の写し(*)	法務局若しくは本庁舎3階資産税課で入手 図面の作成要領を参照
	実測図	土地登記簿面積と差異及びセットバックがある場合に添付(資格者の記名要)
	土地の登記事項証明書(*)	法務局で入手。土地所有者の分かるもの
	同意を得たことを証する書類	様式あり 土地所有者の同意 ※権利者の住所が土地登記簿簿本と異なる場合は、現在の住所が確認できる書類を添付
	誓約書	記載例あり。宛名は市長とし、申請者の住所、氏名は自筆とすること。 ※専用住宅用の指定様式を使用する場合は、同意を得たことを証する書類が省略可
	委任状	様式あり 委任する者の住所及び氏名、連絡先、事務所名、資格、委任する内容を記載

※(ア)又は(イ)の該当する方の図書を添付して下さい。

(ア)申請者が30年継続居住している場合に必要となる図書

住民票(*)	申請者が30年継続して居住していることが分かるもの
戸籍の附票(*)	住民票で同一大規模既存集落内での30年継続居住の変遷が確認できない場合に添付 除票が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)

(イ)申請者が30年継続居住している者の子若しくは孫である場合に必要となる図書

住民票(*)	申請者の居住地が分かるもの及び30年継続居住している者の居住歴が分かるもの
戸籍謄本(*)	申請者が結婚していることが分かるもの及び申請者と30年継続居住している者の関係が分かるもの。改製原戸籍が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)
戸籍の附票(*)	住民票で同一大規模既存集落内での30年継続居住の変遷が確認できない場合に添付 除票が必要な場合あり(この場合は、発行から3ヶ月以上前のものでも可)

洪水ハザードマップから申請地の想定浸水深さ3.0m以上となる場合に必要となる図書 (1)又は(2)いずれか

(1)安全・避難対策計画書	
(2)断面図 S=1/200以上	想定浸水深以上に居室があることが分かるもの

店舗等兼用住宅の場合に必要な図書

建築物各階平面図 S=1/200程度	図面の作成要領を参照
--------------------	------------

現在の居住地の状況を示す場合に必要となる図書

固定資産家屋証明書又は建物の登記事項証明書(*)	借家であることを示す場合は、賃貸借契約書でも可
--------------------------	-------------------------

申請場所により必要となる図書(各々の担当部署にて確認)

水路占用許可の写し	占用橋により接道する場合に添付すること。また、水路や道路側溝への排水についての工事が必要な際に許可の要否を管理者に確認のうえ、必要な場合に添付 ※道水路管理課で確認
都市計画法第53条による許可書の写し	都市計画道路等に建築物がかかる場合に添付 ※都市計画課で確認
河川法による許可書の写し	申請地が河川に近いときは、許可が必要かどうか河川管理者に確認の上、許可が必要な場合に添付 ※木曾川は国土交通省第1又は第2出張所で確認 日光川は一宮建設事務所確認
国道、県道、市道施工承認書の写し	道路からの乗り入れ、敷地内排水の放流についての申請が必要かどうか管理者に確認の上、申請が必要な場合に添付

※ その他の書類について、必要に応じてお願いする場合があります。

※ (*)が付いているものは発行から3ヶ月以内のものを添付してください。(閉鎖されたものを除く)

※ 申請書は正・副、各1部提出してください。(副本の添付図書は正本のコピーで可)

令和7年4月21日 改訂